

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条の4第5項において準用する同条第1項及び同条第10項において準用する同条第6項に規定する出産被保険者に係る令和8年度の国民健康保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条の4第5項において準用する同条第2項及び同条第10項において準用する同条第7項において準用する条例第11条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 条例第14条の4第5項において準用する同条第1項第1号に規定する乗じて得た額基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
- 2 条例第14条の4第5項において準用する同条第1項第2号に規定する乗じて得た額1,072円及び56円にそれぞれ12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
- 3 条例第14条第5項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第10項において準用する同条第6項第1号に掲げる乗じて得た額1に同じ
- 4 条例第14条第5項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第10項において準用する同条第6項第2号に掲げる乗じて得た額321円及び16円にそれぞれ12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
- 5 条例第14条第5項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第10項において準用する同条第6項第1号に掲げる乗じて得た額1に同じ
- 6 条例第14条第5項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第10項において準用する同条第6項第2号に掲げる乗じて得た額536円及び28円にそれぞれ12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

- 7 条例第14条第5項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第10項において準用する同条第6項第1号に掲げる乗じて得た額
1に同じ

- 8 条例第14条第5項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第10項において準用する同条第6項第2号に掲げる乗じて得た額
857円及び44円にそれぞれ12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）